

No.61

おさめーるだより

令和2年11月25日(水)
発行:税務課収納整理係
22-1111
(内線231・232)

毎日のお仕事お疲れ様です。
今回の「おさめーるだより」は、『鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間』と『令和3年度税制改正』についてお知らせします。

12月は、「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」です。

国保税は国保制度を支える貴重な財源です。西之表市を含む県内すべての市町村で、平成30年度から、8月と12月を「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組を実施します。

●取組の内容について

- (1)電話や文書等による催促、納税相談など
- (2)財産調査等の滞納整理に関する取組
- (3)広報活動の強化

●国保税の軽減について

国保税では、国保加入者の前年中の所得が一定基準以下の世帯の場合、保険税が軽減されます。未申告の場合、所得の判定ができないため法定軽減が適用されません。未申告の方は、必ず申告を済ませましょう。

また、災害により甚大な被害を受けた場合や、廃業または休業等により前年分の所得より大幅に減少が見込まれる場合、納期限が未到来のものについて、被害の程度や所得に応じて減額または免除されます。ただし、定年退職・自己都合退職の場合は、減免の対象外となります。

●国保の加入・脱退について

国保への加入・脱退の手続きは、原則として本人が市健康保険課で手続きする必要があります(事業所などから連絡を受けて自動的にされるものではありません)。手続きされませんと職場の健康保険と国保の二重加入により両方の保険料を支払っている場合もあります。

職場の健康保険に加入した時や脱退した時は、14日以内に手続きを行ってください。

●納付に便利な口座振替について

納期限に指定の預金口座から自動的に振替できます。納付忘れや納付のために出かける手間を省くことができますので、ぜひご活用ください。口座振替をご希望の方は、利用される金融機関でお手続きください。

●滞納すると…

国保税が未納になっており再三の催告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押などの滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証や、医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく被保険者資格証明書が交付され、自己負担の軽減が受けられない場合があります。

◀ 6月下旬全戸配布の『国保だより』も併せてご参照ください。 ▶

令和3年度(令和2年分)から適用される主な税制改正点

1. 給与所得控除の改正

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。なお、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者控除の対象である扶養親族等を有する者については負担増が生じないようにするため、措置が講じられます(所得金額調整控除)。

2. 公的年金等控除の改正

- (1) 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられます。
- (2) 公的年金等の収入金額が1,000万を超える場合、公的年金等控除額は195万5千円が上限とされます。
- (3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が、上記(1)(2)の見直し後の控除額から引き下げられます。

3. 所得金額調整控除の創設

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、ア～ウのいずれかに該当する場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

$$\text{所得金額調整控除} = \{ \text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円} \} \times 10\%$$
 - ア. 本人が特別障害者に該当
 - イ. 23歳未満の扶養親族を有する
 - ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
- (2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

$$\text{所得金額調整控除} = \{ \text{給与所得(上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得(上限10万円)} \} - 10\text{万円}$$

4. 基礎控除の改正

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられます。
- (2) 合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて基礎控除額が逡減し、2,500万円を超えると基礎控除は適用されなくなります。

5. 扶養控除等の所得金額要件の見直し

扶養親族等の区分	合計所得金額	
	改正前	改正後
同一生計配偶者、扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	38万円超～123万円以下	48万円超～133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下
障害者・未成年者・寡婦・ひとり親の住民税非課税の要件	125万円以下	135万円以下

6. ひとり親控除の創設・寡婦(夫)控除の改正

※下記金額は、所得税に係る所得控除の額(万円)
 個人住民税の場合、それぞれ、35万円→30万円、27万円→26万円

	改正前				改正後						
	配偶関係	死別		離別		配偶関係	死別		離別		未婚のひとり親
本人が女性	本人所得	～500万	500万～	～500万	500万～	本人所得	～500万	500万～	～500万	500万～	～500万
扶養親族有	子	35	27	35	27	子	35	—	35	—	35
	子以外	27	27	27	27	子以外	27	—	27	—	—
	無	27	—	—	—	無	27	—	—	—	—
扶養親族無	本人所得	—	—	—	—	本人所得	—	—	—	—	—
	子	—	—	—	—	子	35	—	35	—	35
	子以外	—	—	—	—	子以外	—	—	—	—	—
扶養親族無	本人所得	—	—	—	—	本人所得	—	—	—	—	—
	子	—	—	—	—	子	—	—	—	—	—
	子以外	—	—	—	—	子以外	—	—	—	—	—



改正事項が多いため、年末調整や申告の際は、控除誤りなどご注意ください。年末調整に関する書類は、種子島税務署及び市役所税務課に備え付けてあります。年末調整の内容に関することは、国税庁ホームページをご覧ください。種子島税務署(Tel.22-0440)へお問い合わせください。